

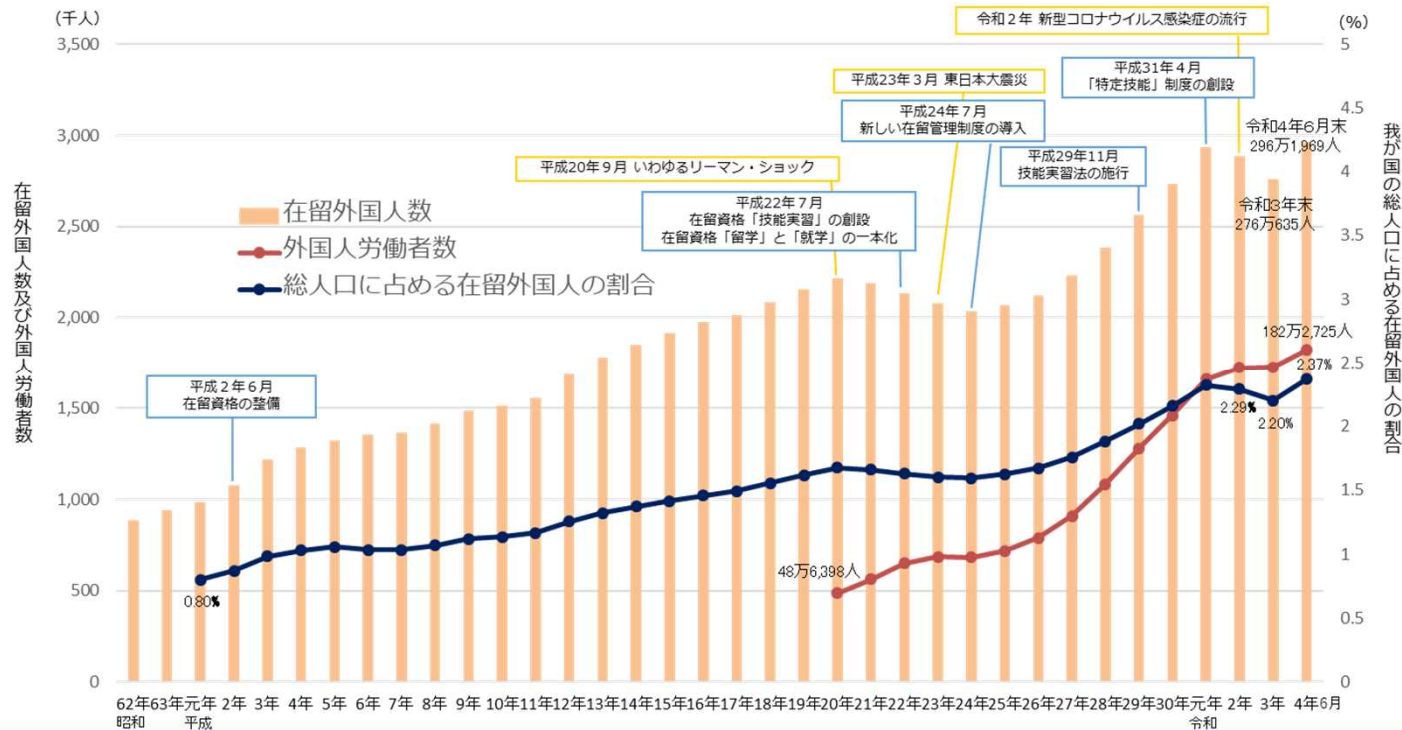
総合的な支援をコーディネートする人材の役割等について
(検討結果報告書(概要))

令和5年(2023年)年4月

総合的な支援をコーディネートする人材の役割等に関する検討会

1 基本的考え方(我が国における在留外国人の状況の変化)

在留外国人数及び我が国の総人口に占める割合と外国人労働者数の推移

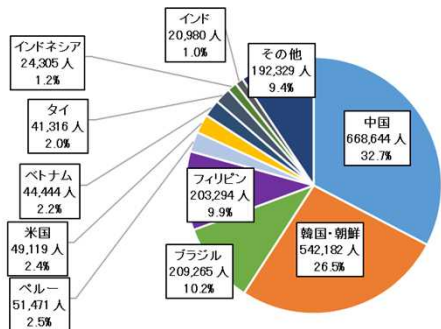


在留外国人数及び構成比の変化

国籍・地域別

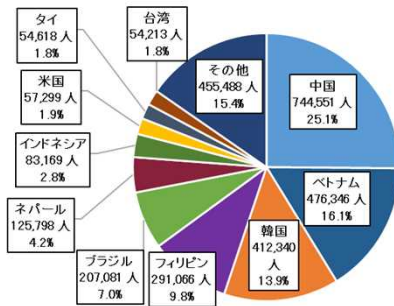
平成23 (2011) 年末

外国人登録者数：204万7,349人



令和4 (2022) 年6月末

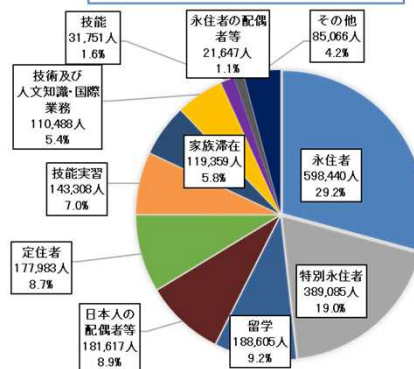
在留外国人数：296万1,969人



在留資格別

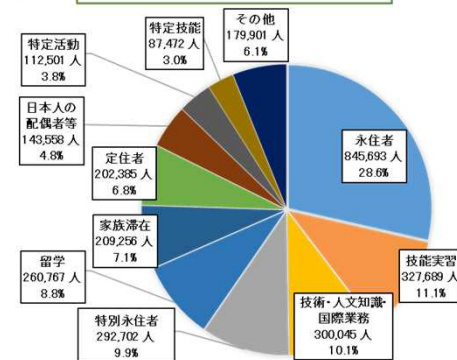
平成23 (2011) 年末

外国人登録者数：204万7,349人



令和4 (2022) 年6月末

在留外国人数：296万1,969人



2-1 基本的考え方(外国人支援コーディネーターの育成・認証等の制度を創設する意義①)

目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

2-2 基本的考え方(外国人支援コーディネーターの育成・認証等の制度を創設する意義②)

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ (令和4年6月14日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

(総合的な支援をコーディネートする人材の育成・認証制度の検討等)

- **生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援** (例：解雇等された場合の就労・生活等のための支援、ニーズやレベルに応じた日本語の学習のための支援等) **につなげることのできる人材** (「外国人総合支援コーディネーター (仮称) 」) **を育成するための必要な研修内容や研修修了者の配置を促進する措置を検討し、これらを順次実施する。また、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討し、結論を得る。**

外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成・活躍等《4》、《30》、《65》、《86》

5年後の目標	生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材を育成し、適切な配置を促進することにより、外国人が速やかに適切な支援を受けられるようにする。						
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材 (「外国人総合支援コーディネーター (仮称) 」) の育成に必要な研修を実施し、当該人材の専門性の確保や社会的認知の向上を図る。 ・高い専門性を有する支援人材の認証制度の在り方等について検討し、結論を出す。 						
ロードマップ	具体的施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	KPI指標
	外国人総合支援コーディネーター (仮称) の育成に必要な研修の実施及び認証の制度の在り方	有識者等と、コーディネーターの役割、資質等について検討、結論	有識者等の意見を踏まえ、コーディネーター研修の内容及び研修修了者の配置促進等について検討	検討結果を踏まえ、必要な研修等を順次実施			<ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施回数 ・研修の修了者数 ・関係機関における研修修了者の就労状況 (令和4年度(2022年度)及び5年度(2023年度)の検討結果を踏まえて検討)
		有識者等の意見を踏まえ、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討し、検討結果を踏まえ、可能なものから順次実施					

3-1 基本的考え方(在留外国人に対する調査結果等①)

在留外国人に対する基礎調査(令和4年2月～3月 出入国在留管理庁実施)(※1)

質問項目	回答(複数回答)	割合
年金制度に関する困りごと	制度の詳しい内容がよくわからない	42.9% (n=7,982) (※1)
介護保険制度に関する困りごと	制度の詳しい内容がよくわからない	42.1% (n=2,812) (※2)
公的機関(市区町村・都道府県・国)に相談する際の困りごと	どこに相談すればよいか分からなかった	31.5% (n=7,538) (※3)
子育てについての困りごと	教育や子育てについての悩みを相談できるところや人がいない	13.3% (n=1,367) (※4)

* 上記以外でも、病院で診察・治療を受ける際の困りごと、妊娠・出産についての困りごと、災害時の困りごと等の質問に対して、「どこに相談すればよいか分からない」という回答が一定数ある

※1 18歳以上の在留外国人(中長期在留者及び特別永住者)計40,000人を調査し、有効回答者数が7,982人であったもの(以下同じ。)

※2 ※1で回答があった中で、40歳以上の回答者

※3 ※1で回答があった中で、特別永住者444人を除く回答者

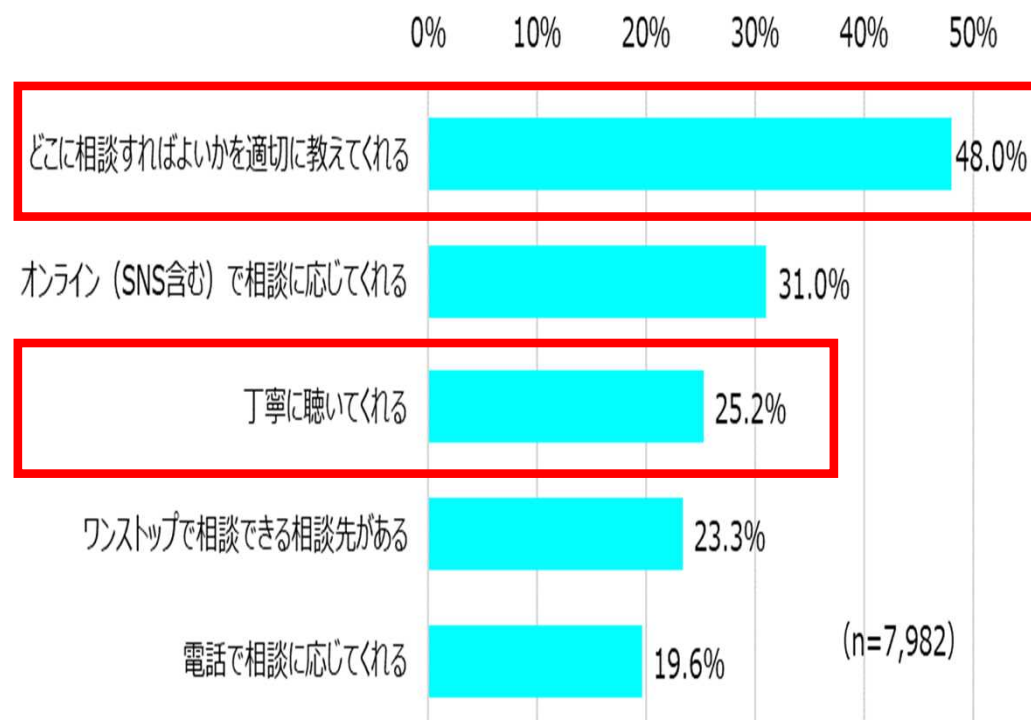
※4 ※1で回答があった中で、0～6歳の子どもの日本国内にいる在留外国人の回答者

在留外国人に対する基礎調査(令和4年2月～3月 出入国在留管理庁実施)

質問項目	回答（複数回答）
公的機関（市区町村・都道府県・国）に相談する際の困りごと	<u>適切な部署にたどり着くまでに色々な部署に案内された</u> (7.9%)
	<u>担当者の専門知識が少なかった</u> (4.6%)

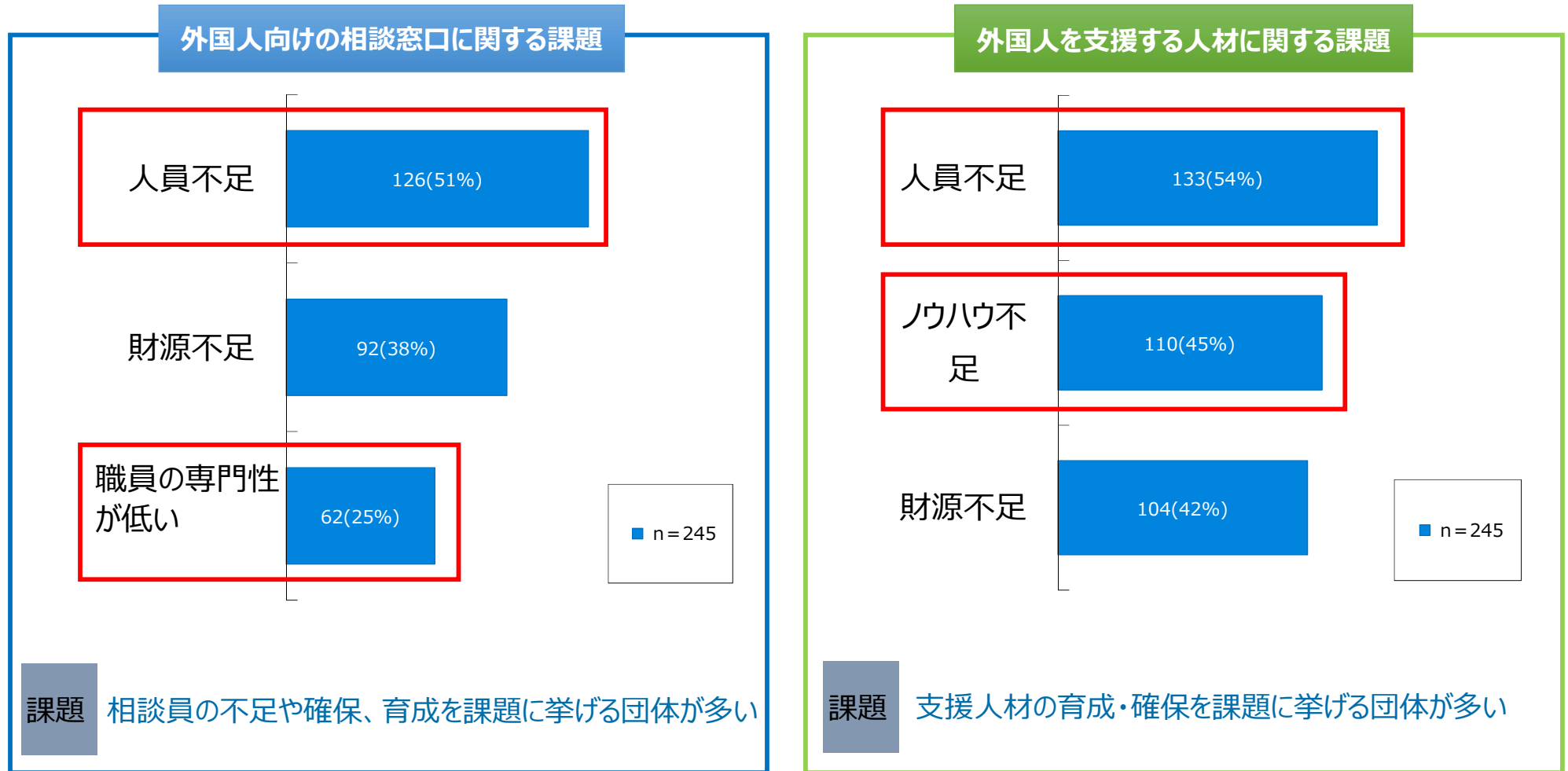
* 地方公共団体の調査においても、区役所などの行政窓口で、困ったことはあるかという質問に対し、「手続きがわからなかった」、「職員に適切な説明をしてもらえず、十分に理解できなかった」との回答がある。

支援に関して望むこと ※上位5項目



3-2 基本的考え方(在留外国人に対する調査結果等②)

「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」(令和3年7月 出入国在留管理庁実施)(※1)



※1 地方公共団体に係る調査対象308団体（都道府県:47団体・市区町村:261団体（※2））のうち、245団体から回答を得たもの。

※2 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（令和2年1月1日現在）における「外国人住民数上位150団体」又は「総人口に占める外国人住民割合上位150団体」若しくは中核市を抽出

4 基本的考え方(外国人を適切な支援につなげるに当たっての課題と対応策)

課題

①必要な専門性を備えた人材の不足

- 複雑・複合的な問題に対応することができる人材が不足
- 人材を育成するノウハウがない
- 有期雇用が多く、社会的評価や組織内でのステータスも低いため、専門人材が育たない

②必要な専門性を備えた人材を見つけることの困難さ

- 外国人が抱える複雑・複合的な問題に対応できる専門性を備えている人材を見つけられない

③生活上必要な情報の不足

- (入国時等初期の段階で) 生活上必要な制度や手続、生活上の困りごとが生じた場合の相談先等に係る情報が十分に提供されないため、様々な問題を抱える外国人が存在する

④支援の受皿となる連携先の不足

- 適切な支援のつなぎ先(連携先)が(その地域に)存在しているものの認知できていない、又は、そもそも存在しないことにより、適切な支援につないで解決に導くことができない

対応策

専門人材を育成する研修の実施

専門人材の認証制度の創設

専門人材等による適切な情報提供

専門人材による連携先の拡充(地域を越えた連携を含む。)

外国人との共生社会の実現に向けた外国人支援コーディネーターの配置促進等に係る検討と併せて令和5年度以降に検討

左記対応策を実現するものとして、外国人支援コーディネーターの育成・認証等の制度を創設する必要がある

5 基本的考え方(外国人支援コーディネーターの人材像)

日本の法令や制度等（※1）及び外国人が受けることができる様々な支援サービスに関する専門的知識並びに相談支援に関する技術をもって、次の①及び②に掲げる業務を行うことができる人材をいう（※2）。

（※1）「等」には、外国の制度を含む。

（※2）外国人支援コーディネーターの配置先としては、国、地方公共団体、外国人の受入れ機関等を想定。

- ① 複雑・複合的な生活上の困りごとを抱えた外国人相談者と信頼関係を構築し、当該相談者からの相談に応じ、問題状況の見極め、適切な支援プランの作成、状況に即した助言、連携先との連絡及び調整等の支援を行い、外国人相談者の了解を得ながら、解決まで導く。
なお、他に相談対応者が配置されている場合は、それら他の相談対応者が担当する複雑・複合的な案件の対応に関して必要な助言及び指導を行う。
- ② 生活上の困りごとの発生を未然に防ぐとともに、困りごとが発生した場合に外国人が相談先へ円滑に到達できるよう、生活オリエンテーション等において、自身の参加又はそれらの実施者に対する事前の助言・指導により、あらかじめ日本の制度等の概要や出身国の制度等との違いを教示するとともに、困りごとが発生した場合の相談先等の周知・提供を行う。

6-1 外国人支援コーディネーターの役割(役割の全体像)

果たすべき役割

期待される役割

相談対応支援

予防的支援

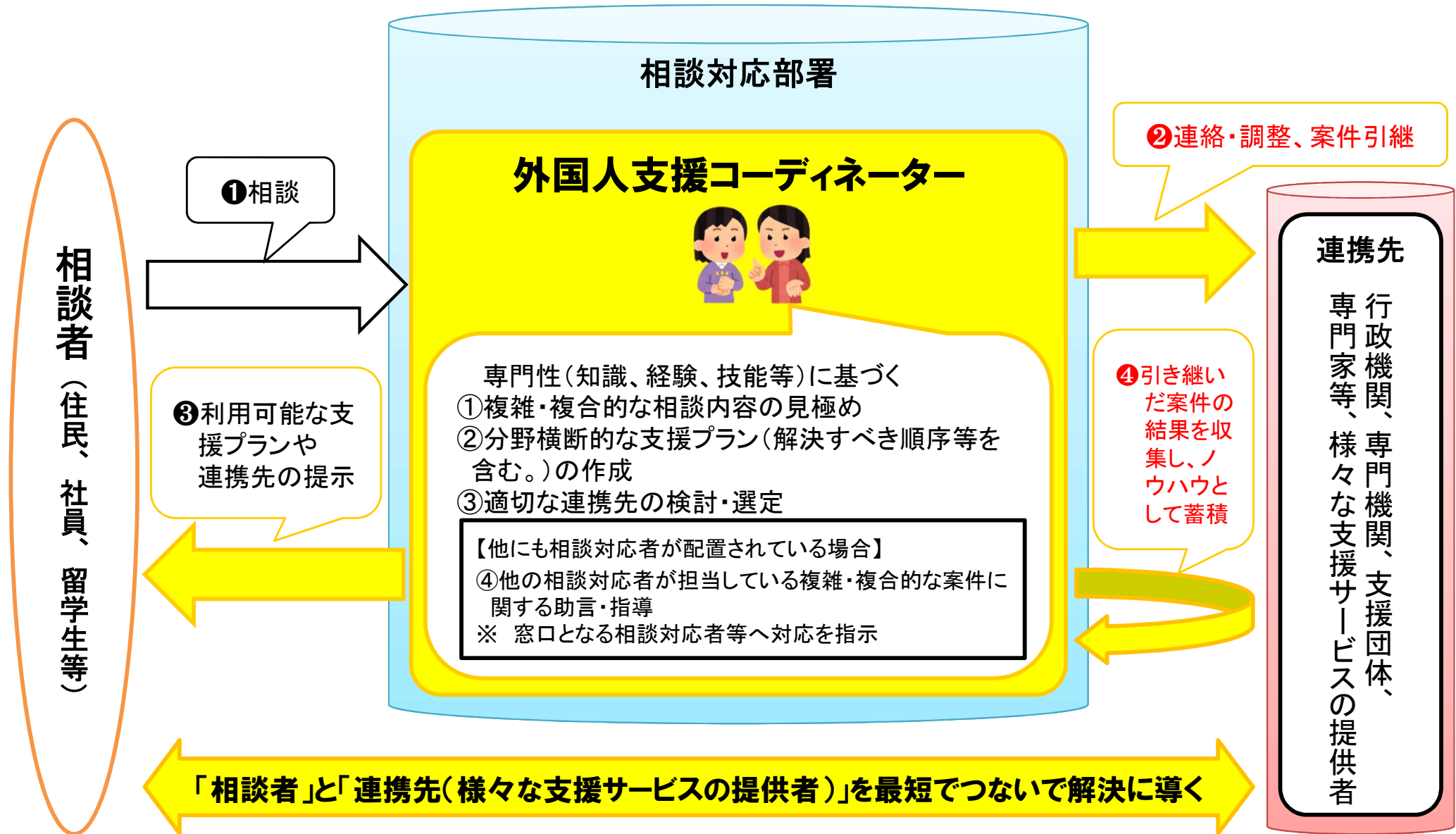
外国人を適切な連携先に円滑につなぐための下支え

連携先との相互理解の促進及び相談ニーズを踏まえた連携先の拡充

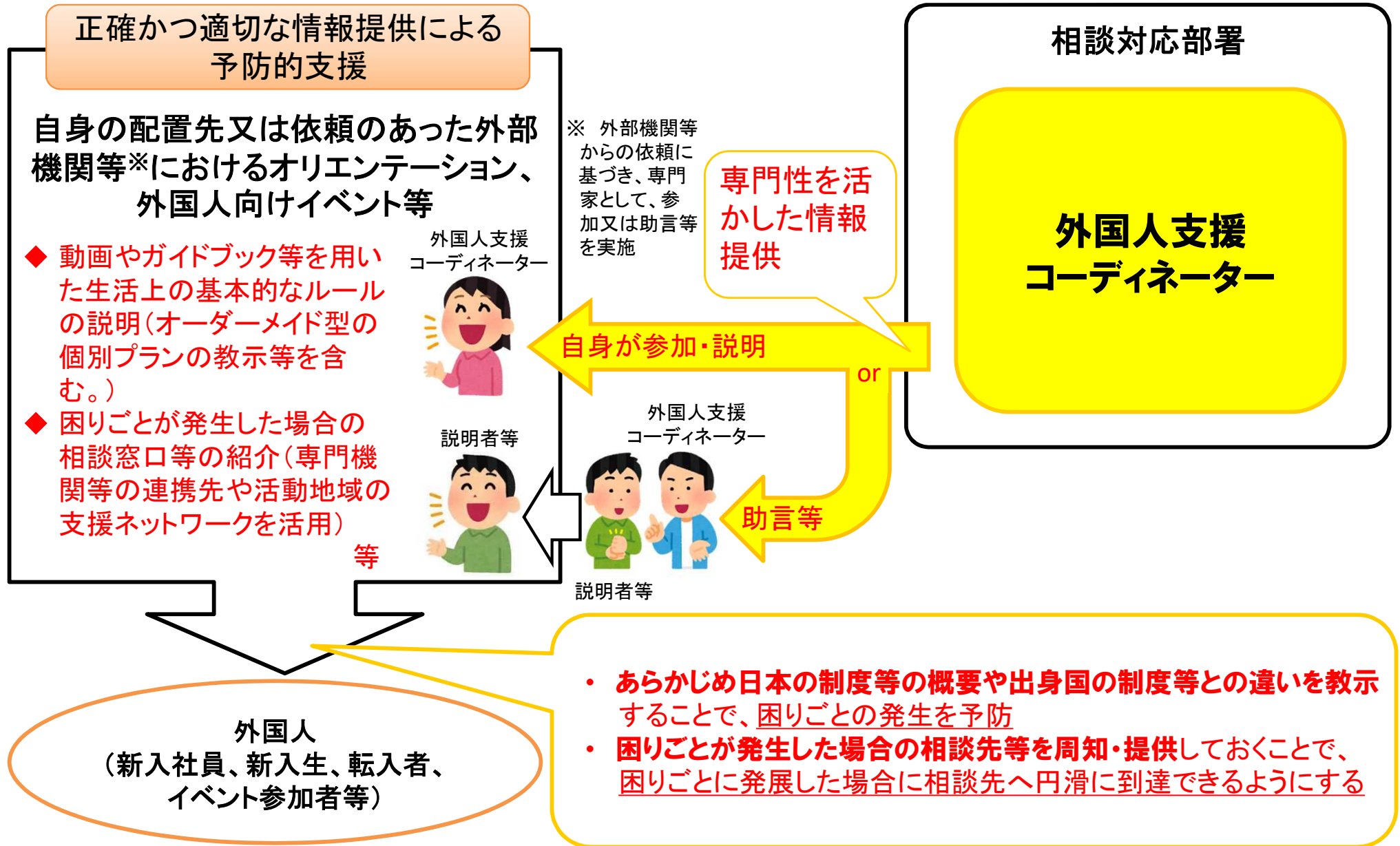
個別支援を通じて把握した課題※の提供等による外国人の受入れ環境の改善への協力

※ 地域の外国人が抱える困りごとの状況、連携先の不足等

6-2 外国人支援コーディネーターの役割(相談対応支援)



6-3 外国人支援コーディネーターの役割(予防的支援)



7 外国人支援コーディネーターに必要な能力(四つの能力)

外国人の在留状況を正確に把握する能力

⇒「入管関係法令」等

異なる文化や価値観を理解する能力

⇒「異文化理解」等

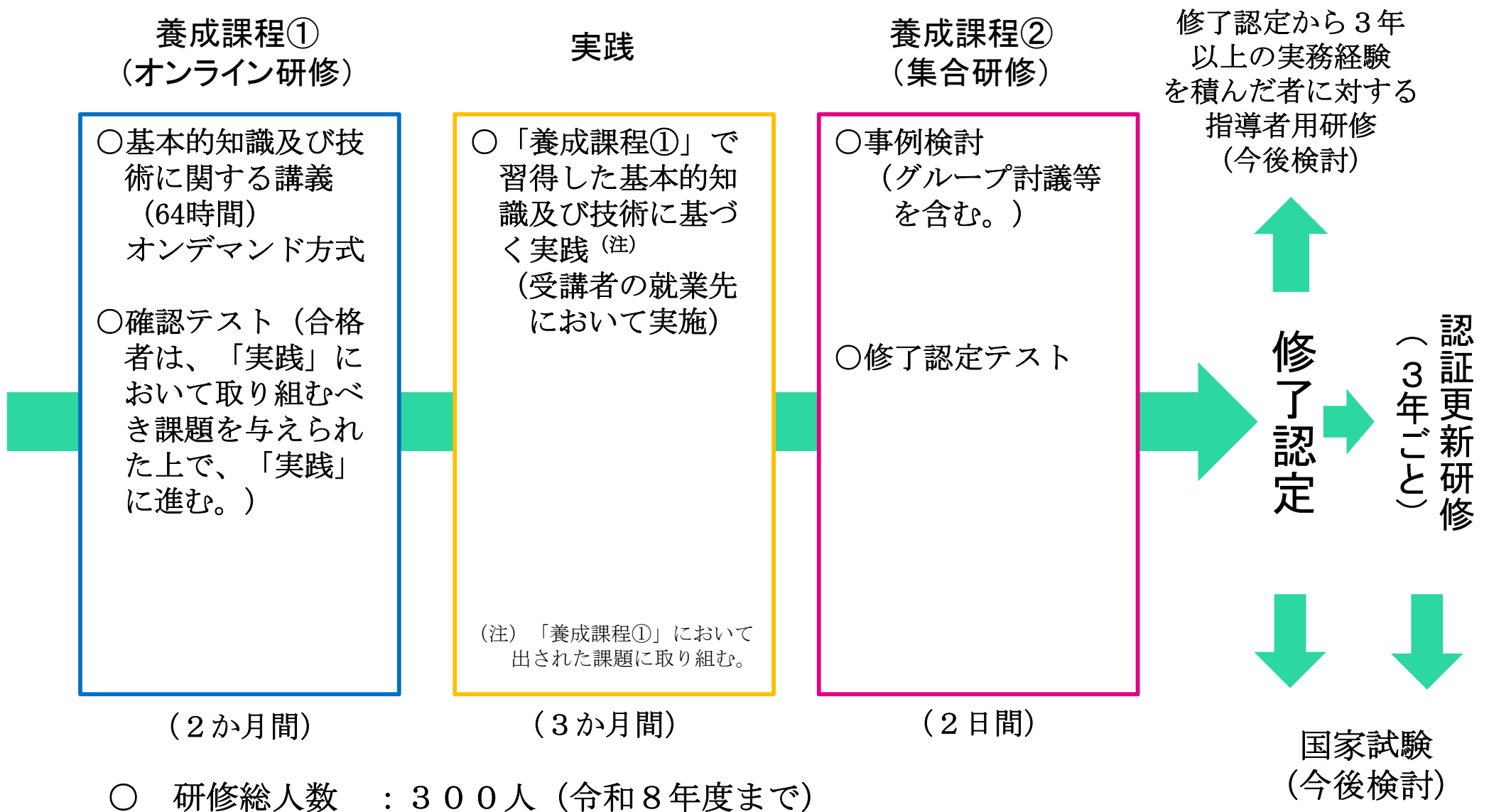
外国人の複雑・複合的な相談内容に対して適切な解決まで導く能力

- ①外国人相談者との信頼関係に基づいた相談者が抱える複雑・複合的な問題の適切な把握
- ②問題状況の見極め
- ③分野横断的な観点に基づく解決に向けた適切な支援プランの作成、状況に即した助言、連携先との連絡及び調整

外国人を適切な支援へ円滑につなげる能力

- ①「国の機関等の設置目的、根拠(法令)及び役割」及び「外国人の生活・就労に関する日本の法令・制度及び外国の類似制度」
- ②「関係機関との関係構築及び連携に関する技術」

8 外国人支援コーディネーターの育成等(養成研修の全体像)



9 令和5年度以降に取り組むべき事項

修了者の情報共有のための支援等

- 修了者専用のポータルサイトの開設及び活用
- 修了者間における事例研究会等の開催等

本制度を通じた、外国人支援コーディネーター等の評価、待遇の改善等に向けた検討

地方公共団体の一元的相談窓口等において活躍する外国人支援コーディネーター等について、専門性に見合う評価、待遇等が受けられるようにするための改善方策に係る検討

外国人支援コーディネーターの配置促進策の検討

想定される外国人支援コーディネーターの配置先を踏まえ、外国人支援コーディネーターの配置促進に係る方策の検討

専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等の検討

修了者の活動状況並びに他の国家資格制度及びその運用状況を踏まえた外国人支援コーディネーターの国家資格化の検討

地域における連携先の不足状況を含む個別支援を通じて把握された課題を国や地域へフィードバックして外国人の受入れ環境の改善につなげることができるようにする方策の検討

外国人支援コーディネーターが、地域における連携先の不足状況を国や地域へフィードバックして外国人の受入れ環境の改善につなげることができるようにする方策を検討

10 参考(関係者ヒアリングの実施状況)

総合的な支援をコーディネートする人材の役割等の検討に資するため、幅広い関係者から意見等を聴取する「関係者ヒアリング」を実施したものの。

	実施日	相手方		実施日	相手方
1	令和4年11月15日(火)	・浜松市企画調整部国際課 ・公益財団法人浜松国際交流協会	11	令和5年1月25日(水)	一般社団法人在日ベトナム共済会 山本 美香 氏
2	令和4年11月17日(木)	公益財団法人栃木県国際交流協会	12	令和5年1月26日(木)	NPO法人多言語センターFACIL 兼 武庫川女子大学 吉富 志津代 氏
3	令和4年11月17日(木)	・愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室 ・公益財団法人愛知県国際交流協会	13	令和5年1月30日(月)	一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)
4	令和4年11月22日(火)	群馬県大泉町企画部多文化協働課	14	令和5年1月30日(月)	国際移住機関(IOM)
5	令和4年11月22日(火)	公益財団法人仙台観光国際協会	15	令和5年2月7日(火)	日本行政書士会連合会
6	令和4年12月16日(金)	・横浜市国際局国際政策部政策総務課 ・公益財団法人横浜市国際交流協会	16	令和5年2月9日(木)	日本商工会議所
7	令和4年12月21日(水)	武蔵大学 アンジェロ・イシ 氏	17	令和5年2月17日(金)	日本弁護士連合会
8	令和4年12月22日(木)	一般社団法人多文化社会専門職機構 菊池 哲佳 氏	18	令和5年2月20日(月)	日本語教育機関団体連絡協議会
9	令和4年12月23日(金)	山浦 育子 氏	19	令和5年2月21日(火)	一般社団法人日本経済団体連合会
10	令和4年12月26日(月)	神奈川県教育委員会子ども教育支援課	20	令和5年2月22日(水)	公益社団法人日本社会福祉士会